

令和2年

東松島市教育委員会第4回定例会会議録

東松島市教育委員会

東松島市教育委員会第4定例会会議録

- 1 招集日時 令和2年4月23日(木) 午前9時00分
- 2 招集場所 東松島市役所 3階 第3委員会室
- 3 出席委員 教育長 志小田 美弘 委員 木村 和彦 委員 福田 ゆかり
委員 鹿野 あい子 委員 松岡 勝久
- 4 傍聴者 なし
- 5 説明のため出席した者 教育部長 小山 哲哉
学校教育管理監 相沢 進
教育総務課長 八木 繁
生涯学習課長 柏木 淳一
教育総務課長補佐 高野 裕行
- 6 本委員会書記 教育総務課 教育総務係長 木村 薫
- 7 開会 午前9時00分
- 8 出席確認
教育長 おはようございます。よろしくお願ひいたします。
本日は、委員全員出席をいただいております。
- 9 開会挨拶
教育長 ただいまから「令和2年東松島市教育委員会第4回定例会」を開会いたします。
- 10 前回会議録の承認
教育長 前回定例会の会議録の承認であります。定例会の会議録につきましては、前もって事務局の方から各委員に配布しておりますので、朗読は省略ということでよろしいでしょうか。
(意義なし)
教育長 それでは朗読を省略いたしまして、ご意見のみ受け承りたいと思います。
ご意見等何かあればお願いします。よろしいでしょうか。
(意義なし)
教育長 それでは前回定例会の議事録を承認いたします。
- 11 会議録署名委員の指名
教育長 本日の会議録署名委員の指名を行います。
本日の署名委員は、松岡委員と福田委員にお願いいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 12 教育行政報告

教 育 長 次に教育行政報告を行います。
教育部長から報告お願いいたします。補足があれば各課長からお願いします。

教育部長 それでは、教育行政報告一覧表をご覧頂きたいと思います。
ご覧の通り新型コロナウイルス関係で行事やら会議が中止となっておりございますが、
その他の部分で主なものを説明させていただきます。
(資料、教育行政報告一覧表に従い説明)
以上でございます。

教 育 長 ただ今の教育行政報告について、何かご質問があればお願いいたします。
(特になし)

1 3 議 事

教 育 長 それでは本日の議事に入ります。初めに「承認第4号 専決処分した事件（令和元年度一般会計補正予算（第13号）（教育委員会事務に係る部分））の承認について」を議題といたします。担当課から説明をお願いいたします。

総務教育課長 それでは、説明させていただきます。

「承認第4号 専決処分した事件（令和元年度一般会計補正予算（第13号）（教育委員会事務に係る部分）の承認について）」ですが、資料につきましては参考資料の承認第4号関係資料、2ページからになります。今回専決処分した補正予算につきましては、令和2年3月27日に開催された臨時会に議案上程し可決されたものでございます。

この案件につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る予算が主なものでありまして、教育長に対する事務の委任規則の第4条第1項の規定により専決処分とさせていただいたものであり、そのご報告を行い承認をいただくものでございます。

資料2ページ以降の主なものについて、ご説明させていただきます。

まず歳入予算から説明させていただきます。資料の12ページをご覧ください。歳入の方ですが20款諸収入4項雑入8目教育費雑入の小学校費雑入、中学校費雑入ですが、これらにつきましては、国から学校の一斉休業の要請がありまして、学校給食を中止したことにより、本来保護者から収めていただく納付金を一般会計の予算に計上してはいたしましたが、この給食費分について予算を減額いたします。

次に歳出予算でございます。13ページをお開きください。10款6項4目の学校給食センター費の11節の需用費でございます。学校給食センター運営事業の先程お話ししたとおり、3月分の給食を中止したということに伴い、その賄材料費の減額分を予算から落としているものです。ただし、既に発注した材料費で返品不能なものについては、買取りとなりますので、キャンセルできたものと相殺した金額となっております。マイナスの11,896千円ということで計上しております。こちらについては、今お話ししたとおり3月分の給食費の賄材料費は必要なくなったということと返品がきかなくなったものを減額したものでございます。

なお、給食センターとしましては、可能な限り市内の福祉事業者などへの活用を検討し、無償提供したところでございます。承認第4号につきましては以上でございます。

す。

教育長 今説明があったことにつきまして、ご質問等ございませんでしょうか。

それでは、承認第4号を承認可決としてよろしいでしょうか。

教育長 ご異議なしと認め承認第4号については承認可決とさせていただきます。

教育長 次に「承認第5号専決処分した事件（令和2年度一般会計補正予算（第1号）（教育委員会事務に係る部分））の承認について」を議題といたします。

教育総務課長から説明願います。

総務教育課長 資料は14ページからになります。専決処分した事件（令和2年度一般会計補正予算（第1号）（教育委員会事務に係る部分））の承認についてご説明いたします。この専決処分した補正予算についても令和2年3月27日に開催された臨時議会に議案を提出し、可決したものでございます。前段の承認4号は令和元年度分の予算補正でございまして、今回の部分については、令和2年度の補正予算になりますのでご了承願います。

この案件につきましても新型コロナウイルス感染症に係る予算であり、日程の関係から教育長に対する事務委任規則第4条第1項により専決処分とさせていただいたものであり、本日報告し承認をお願いするものでございます。承認第5号関係資料①は15ページ以降になり主なものを説明させていただきます。

歳入の方から説明させていただきますが、資料の25ページの21款4項8目教育費雑入の小学校費雑入と中学校費雑入でございまして、こちらは、先程説明した国からの学校の一斉休業の要請に伴いまして学校給食を中止したことにより、市が負担しなければならぬ部分の経費についてを国が補助するというものです。その補助金として、小学校分77万9千円、中学校分として47万6千円の補助金を計上しております。

次に歳出予算について説明いたします。27ページをお開きください。4款1項9目の感染症対策費の10節需用費等でございまして、こちらについては、新型コロナウイルス感染症対策事業費として消毒用品或いはマスク、除菌用品、石鹼等の購入として主に学校等で活用するものを購入するための消耗品費が主なものです。物品の調達に厳しい中で、既に購入できたものにつきましては、各学校の方に配布をしているところでございます。

次に第10款教育費の第2項小学校費、第3目学校教育施設管理費でございまして、こちらは14節の工事請負費でございまして、こちらは急ぎの案件ということで提案させていただいたところでありますが、赤井小学校の給排水設備について水道から錆び水等が発生していたことがあり、調査したところ配管の交換が必要であったということで、その設備改修費331万2千円を計上したものです。こちらにも既に工事を発注し間もなく完了の見込みでございまして、以上、簡単ではございますが教育総務課に関する補正予算につきまして概要を説明させていただきましたので、よろしく願います。

教育長 今説明があったことにつきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。それでは、承認第5号を承認可決としてよろしいでしょうか。

教育長 ご異議なしと認め、承認第5号については承認可決とさせていただきます。

教育長 次に「議案第36号 東松島市セカンドブック事業実施要綱の制定について」を議題といたします。生涯学習課長から説明をお願いします。

生涯学習課長 それでは「議案第36号東松島市セカンドブック事業実施要綱について」でございますが資料は29ページからになります。29ページについては制定議案、30ページには実施要綱、31ページについてはセカンドブックに関する各課連携の連携イメージ図。それから32ページにはブックスタート事業の実施要綱これは参考となります。そして、33ページにはセカンドブックの3歳児向けの3冊とセカンドブックの4・5歳児向けの3冊を資料として添えてございます。セカンドブック事業実施については、3月議会において手代木議員からセカンドブックの提案がございました。市長・教育長ともに前向きに検討するというような答弁を受け、担当課で検討を進めて参りました。ブックスタート事業は、健康推進課で担当しているわけですがブックスタートで終わらせるのではなく3歳以上もまた対象として、読書習慣というものを継続させるということがセカンドブックの意義となります。そして、令和2年度に限りましては3歳児・4歳児・5歳児の3年代にセカンドブックを配布いたします。そして令和3年度以降は、満3歳のみという形で実施をしていくということでございます。実施方法につきましては、3歳児検診がございますので、その検診の際に保護者へ引換券を渡しまして、図書館の方で交換するという形になります。令和2年度分の4歳児・5歳児に関しましては、検診がございませんので、こちらは市民課の住基から対象児を抽出しまして、ダイレクトメールでのお知らせを送付して、こちらも図書館においでいただいて交換するという事業になります。これによりまして、読書啓発推進というのをより一層高めていくというのが目的でございます。実施要綱につきましては、ブックスタート事業の要綱を受けての内容となっております。以上でございます。

教育長 新規の事業のことで、セカンドブック事業の説明がございました。説明があったことについて何かご質問・ご意見ございませんか。

鹿野委員 セカンドブック3歳児向けの絵本が載ってますが、年に1回ですよ。3歳児検診を受けるということで、差し上げる場合1人1冊。どの位の値段を想定しておりますか。予算はどの位なのか。

生涯学習課長 1冊で大体1,300円から1,500円位です。

教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

福田委員 ここに3冊あるのですが、これは変わる可能性はあるのですか。これからも3冊から選ぶのですか。

生涯学習課長 大体3年ないし5年はこれで。その都度図書館の司書が集まって絵本も色々出ますので、ずっとこれで行くということではなく、いいものがでたらその都度、ただ1年1年ごとに変えることはすこし難しいので、3年ないし5年のサイクルで変えていくということでございます。

教育長 「はらぺこあおむし」とか長いですよ。うちの30過ぎた娘が同じものを持っていましたね。

木村委員 兄弟がいてお兄ちゃんと弟とか同じものを選ぶ可能性はあるのかなと思、その辺

どのように考えているのかな。

生涯学習課長 この4・5歳児向けというのは、今年度限りなんです、大体3つの代とも300人づつ位。来年度以降は3歳児のみが、この6冊の中から1冊選んでいく形になるので同じものをお母さんだけで選ぶとは考えられないと想定しております。

教育長 今年だけ3・4・5歳児で、毎年3世代3年をやるというのではなく今年だけ4・5歳児にも配布するということですね。他にありませんか。よろしいですか。

教育長 それでは「議案第36号東松島市セカンドブック事業実施要綱の制定について」よろしいでしょうか。

教育長 ご異議なしと認め議案第36号については承認可決とさせていただきます。

教育長 次に「承認第6号 専決処分した事件（新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業期間等における東松島市教育委員会に属する県費負担教職員の在宅勤務実施要領の制定について）の承認について」を議題といたします。教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長 資料は追加資料となります。その中の34・35ページについては、議案でございまして実施要領を載せさせていただいております。36ページに資料として、令和2年4月17日付け宮城県教育委員会からの通知で「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業期間等における県立学校教職員の在宅勤務実施要領の制定について」を受けた形で、東松島市の市立小・中学校へ勤務する先生についての在宅勤務実施要領を定めたものでございます。詳細につきましては、補佐からご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

高野補佐 それでは資料の36ページをご覧くださいと思います。承認第6号の関係資料になります。こちらの在宅勤務実施要領についての制定理由ですが、新型コロナウイルス感染症対策のために市内の小・中学校が今現在も臨時休業をしている状況です。学校に勤務する教職員におきましても、このコロナウイルスの感染拡大防止ということを目的として、学校の校務、業務に支障のない限りという限定で、校長が認める教職員に対して在宅勤務が実施できるようにこの要領を制定したものでございます。先程、課長から説明ございましたが36ページの参考資料にあります、宮城県でも4月17日付けで同じような在宅勤務実施要領を制定しており、施行が4月20日からとなっております。なお、本市においても県と同時期に在宅勤務をしたいということから専決処分として20日付けで、この要領を制定させていただきました。対象要件としては、県負担教職員これは学校の先生限定でございます。先程も説明しましたが、(2)で校長が認める職員で校務で支障のない形ということになります。(3)の在宅勤務の対象業務ですが、授業・学校の教材とか実際に授業するための教材、子供達の休みの期間中に学習してもらうための教材作成であったりとかの部分を中心に在宅勤務を行っていただくという形になります。ただし、この要領にも記載していますが個人情報が含まれるものにつきましては在宅勤務では取り扱いできません。また、校長の承認を得れば学校の資料は持ち出しが可能ということにしておりますが、こちらについても個人情報が含まれるものについては、持ち出しは不可ということの規定をさせていただいております。実際に勤務したかどうかということの流れですが、3番に簡単に記載させていただいてお

ります。校長の判断のもとには在宅勤務を教職員に対して命令とさせていただきます。それは、資料の37ページ以降の様式で38ページは記入例になります。42ページまで掲載してあります。在宅勤務の命令を校長が命ずるという様式が第1号。それから職員が在宅勤務を終わった時に報告するための報告書を作成してもらいます。39・40ページになりますが、後日校長に報告するものとして様式第2号になります。最後になりますが県の規定にございませんが、前に戻りまして35ページの9条第4項に規定させていただいていますが、この在宅勤務をした職員の在宅勤務状況表を各校長先生方から週単位で一覧表に取りまとめて教育長に報告してもらうものになります。こちらの様式が41ページ、42ページと一覧表で報告という流れになります。当たり前ですが在宅勤務の最後は職務専念義務も課して勤務時間も全校とも同じような時間帯にさせていただいており、午前8時15分から午後4時45分までとお昼休憩については、正午から12時45分までの45分間という規定としております。説明の方は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長 　　ただいま説明のあった件について、ご質問・ご意見ございませんでしょうか。

福田委員 　　県負担教職員は教諭だけで講師の先生は入らないのですか。各学校に配属されているのですが、講師の先生についてはこれに当てはまらないということですか。

学校教育管理監 　　講師についても同様に考えていただいて結構です。在宅勤務可であります。

福田委員 　　わかりました。

教育長 　　他にございませんか。よろしいでしょうか。

教育長 　　それでは、「承認第6号 専決処分した事件（新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業期間等における東松島市教育委員会に属する県費負担教職員の在宅勤務実施要領の制定について）の承認について」よろしいでしょうか。

教育長 　　それではご異議なしと認め承認第3号については承認可決とさせていただきます。

教育長 　　次に「議案第37号職員の人事について」を議題といたします。

人事に関する案件につき、秘密会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（各委員異議なし）

異議はないようなので秘密会といたします。

配布した資料は後程回収させていただきます。午前9時33分秘密会といたします。

＜ 秘密会開催 ＞

教育長 　　議案第37号を承認とさせていただきます。午前9時35分秘密会を解きます。これを以て秘密会を解きます。関係資料を回収させていただきます。

教育長 　　それでは報告事項にはいります。事務局から報告をお願いします。教育総務課長お願いします。

教育総務課長 　　私の方から報告事項として「新型コロナウイルス感染症に係る対応等について」資料は写しの方です。

（市の対応等については資料等に沿って説明。学校関係については管理監の方から説明。）

学校教育管理監 　　放課後児童クラブの利用状況については、登録児童数の4割弱程度の児童の利用。家庭の状況により幼稚園での預かり保育の利用者はいない。保育所は公立私立ともに

通常通りの運営。

資料にないのですが、現在学校で家庭学習についてどのような指示を出しているか、5月7日からの再開に向けて学校でどんな取り組みをしているかについて報告をさせていただきます。

初めに休業中の授業に代わる取り組み策、家庭学習についてですが学年の実態を考慮した学習時間を指示をしております。具体的な内容としまして、前の学年の復習のプリントとかのドリルとか復習的なもの。それから新しい教科書を活用した予習的な内容として、音読とか新出漢字とかそれから調べ学習などもできるところもあるので、そのような内容を具体的に指示しているところです。一方、生活リズムも大切にしていかなければいけませんので、学習計画表とか1日のスケジュール表といったものを配布している学校があります。ラジオ体操・縄跳び、そして家庭の手伝い等といった課題も出しているようです。ある中学校では、手作りマスクを作るという課題も出しているようです。それから学習支援サイトも様々あるんですけども、これを学校のホームページ上にアップして周知している学校もございます。続きまして5月7日からの再開に向けて、学校でどんな取り組みをしているかですけれども、様々な行事がありますけれども、この行事の延期や縮小中には中止せざるを得ない行事等もあるんですけども、行事の精査をしながら事業時数をどうして行くか学校で検討しています。更に10時間扱いの所を何とか7時間とか8時間で指導できないかといった単元の指導計画についても、学校の方でどれ位の時数が必要なのかといった所を考えて、こちらとしてはその結果を報告するよう指示しているところです。子供達がいな学校ですので教職員が子供達のことを考えて情報共有をしたり、地域の安全点検で危険個所を確認したり、子供達の自宅がどこか家庭訪問も中々できないものですから自宅確認といった形で取り組んでいる学校もございます。以上です。

教 育 長 それでは生涯学習課長からありますか。

生涯学習課長 生涯学習課からはですね、先程もありましたが生涯学習課で所管する直営の館・指定管理者の施設は全て5月6日まで休止ということでございます。それから生涯学習関連の事業につきましても、先程の部長からの行政報告、それから今後の予定表にもですね生涯学習課真っ白になっておりますが、通常であれば各団体・指定管理団体の総会それから今年度予定の事業推進するための役員会、そういったものが全て中止・延期、書面決議というような今後の事業がちょっと見通せないような状況であるということ。それから9月に予定されていた東北地区のパークゴルフ大会、8月に予定されていた実業団ソフトボールもこれは中止が決定しております。それから宮城ヘルシー、こちらは女川で行われる予定でしたがこれも中止という形になっております。今後また中止・延期というような流れが続いていくのかということもございますが、今後の動きが新たにありましたらその都度報告したいと思っております。

教 育 長 教育総務課・生涯学習課から報告がありました。併せて何かご質問・ご意見ありましたらお願いいたします。

松岡委員 タラればの話で大変恐縮なんですけれども、恐らく緊急事態宣言はまだ延びるだろうと予想しております。その際、前回4月に臨時休校になった時に仙台市内で入学式直前

でバタバタで次の大混乱が起きたという話を聞いてますし、うちでも2日後急に休業ということで親の負担もあるので、延びると仮定した場合ですねそれをいつ検討して、教育委員会で定めた休業期間はゴールデンウィークを挟みますので、その点どうなっているのかわかる限りで構いません、いつ判断するのか。

学校教育管理監 県の方では、4月中に判断するのは中々難しいのではないのかというような話を聞いています。そうしますと、5月の1週目のゴールデンウィークあたりに、もしかすると方向性が示されるのかなというような感じで把握をしているところです。

教育長 昨日会議で知事と市町村長の会議があり、その中での質問で状況を見ながら判断するので4月中は難しいんだけども連休中位には。というような話があったようです。

松岡委員 はい、わかりました。

教育長 前日も15日からの休業で9日と10日に校長会になって、その折には内々の情報として15日当たりから休校になりますということとしてあります。今回も当初は校長会を5月7日に予定していたんですけども、4月30日にしてそこで見通しとか状況について話して、松岡さんが言ったような様に延びることも大いに考えられるなど準備等についても話をしたいと思っております。はい、他にありませんか。鹿野委員さん。

鹿野委員 備蓄マスクのことですが、一時貸し出しということは還ってくるということなんですか。

教育総務課長 一応、融通してくださいというお話しがあったようでございまして、基本的には返して頂くということでの形であった。

鹿野委員 もう一つお願いします。放課後児童クラブの子を対象に学校開放しているのですが、そこで登録者の4割弱の利用があったと表現したかと思うのですが、4割弱という何人位いるのかなと少しわからないので、もしわかりましたらお願いいたします。

学校教育管理監 今週の月曜日については、利用者258人で登録者の34%。火曜日については、297人で39%位ということです。更に昨日水曜日ですが、あまり人数的には変わってないのですが、昨日については267人ということで把握しているところです。

教育長 よろしいですか。

福田委員 学校が休みになるのが次々延びていき、保護者の中で夏休みがなくなるのではないかとか後は果たして進級とかそっちの方は大丈夫なのか。という声を良く聞くのですが、そういう不安を少しでも軽減していただけるように何か情報提供が必要かと。中々伝えるの難しいと思うんですけども、やはり先をもう少し見通したような報告をお母さんやお父さん、家庭の方々にしていただく、また先生達も不安だと思うのでそういう方へのもう少し情報を伝えるというか、もう少しそういう不安がないように伝えるのは難しいでしょうかね。

学校教育管理監 えーと3月の臨時休業の期間として、失われたというか日数が減りましたのでその分の回復措置として、どれ位の授業日が必要か、とこれは既に調査をかけてあって多いところでは25時間位の時数が必要だということがあるんです。その多いところに併せて5日間位必要なというふうにスタートしたところでした。今回4月に入ってまた臨時休業ということでしたので、新たに12日授業日数が減ることになりました。この分についても、先程お話ししたとおり、どの位時数必要か調査をかけてい

るところで教育委員会としてもある程度の授業日の日数について、これ位必要な、やるとしたら夏休みの時期とかそのあたりも考えていて、校長会でも調整を取りながら今進めているところで、4月30日先程話した通り校長会議ありますので、校長先生方と情報交換して、できるだけ早い段階で先生方そして家庭の方に周知できるようにして行ければなと思っております。

福田委員 大変でしょうけれども、何卒宜しくお願い致します。本当によろしく申し上げます。
教育長 文科省の方からも年度末当たりからガイドライン等々のものが来てまして、標準日数、決まった時数があるんですけど、頑なに守る必要はない。それからきちっと家庭で課題等も含め進級卒業していいので、それで、あの全学年が進級できないのか。ないんですけども、要は中身として学習をきちっと、担当者がどこまで延ばすんだと。状況にどんどん押されて行って、押されまくって際限なくということは避けたいなど、これ位だと今照会している所です。あと、よろしいでしょうか。

木村委員 今、子ども達が休んでいる状況を学校はどのように確認されているのかを少しお話し
いただきたい。

学校教育管理監 特に気になる子どもについては、電話連絡を取ったりしながら子どもの状況を把握しております。それから先程自宅確認という話もさせて頂きましたが、そこで偶然会って話をするという確認の仕方もございますし、学校によっては、今中々登校日を設けるのは難しいんですけども、登校日を設けてそこで課題を確認して、また励ましてあげたりとか、健康状態を確認したりとかしている学校もありますし、メールの活用こちらもやっている学校があるようです。いずれにしても、中々、実際に接して直接見るということが難しい状況なので、様々な工夫をしながら取り組んでいるところです。以上です。

教育長 本当にその辺が気になる場所ですよね。ほかにありませんか。よろしいでしょうか。
次にその他として教育委員の皆さんからご提案ご報告ございませんか。何かありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、本日予定されておりました議事等は以上でございます。

次回の定例教育委員会は、5月21日木曜日午前9時からここ市役所の3階第3委員会室で開催となります。それでは以上を持ちまして、第4回定例会を終了いたします。

14 閉会 午前9時58分

15 本委員会の次第は次のとおりである。

議事

(1) 承認第4号 専決処分した事件（令和元年度一般会計補正予算（第13号）（教育委員会事務に係る部分））の承認について

(承認)

(2) 承認第5号 専決処分した事件（令和2年度一般会計補正予算（第1号）（教育委員会事務に係る部分））の承認について

(承認)

(3) 議案第36号 東松島市セカンドブック事業実施要綱の制定について

(承認)

(4) 承認第6号 専決処分した事件（新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業期間等における東松島市教育委員会に属する県費負担教職員の在宅勤務実施要領の制定について）の承認について

(承認)

(5) 議案第37号 職員の人事について

(承認)

報告事項 教育総務課及び生涯学習課よりコロナ感染症の対策について

16 この会議録の作成者は次のとおりである。

教育総務課 教育総務係長 木村 薫

上記、記録の正確なることを認め、ここに署名する。

令和2年5月21日

会議録署名委員

会議録署名委員